

入札説明資料一覧

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式

- 1 入札説明書

- 2 提出書類
 - （別紙 1） 誓約書
 - （別紙 2） 役員等名簿及び照会承諾書
 - （別紙 3） 自己申告書
 - （別紙 4） 紙入札方式参加申請書
 - （別紙 5 - 1） 入札書
 - （別紙 5 - 2） 入札金額内訳書
 - （別紙 5 - 3） 再度入札書
 - （別紙 5 - 4） 入札金額内訳書（再度入札用）
 - （別紙 6） 委任状

- 3 仕様書

- 4 契約書（案）

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

(1) 契約名

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式

(2) 履行期間

契約日から令和7年3月26日（水）の2日間 * 日付指定なし

(3) 仕様等

別添「仕様書」のとおり

(4) 入札方法

入札書に記載する金額は、当該調達件名の業務の履行に要する一切の諸経費等を含めた総価を記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 次に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（才及び力については2保険年度）の保険料について滞納が

ないこと。

ア 厚生年金保険 イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険 エ 国民年金 オ 労働者災害補償保険 カ 雇用保険

(8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(9) 過去3年以内に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法等の労働に関する法令違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。

(10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(11) 入札参加者は、入札書の提出（GEP Sの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 提出書類

令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働大臣官房会計課長から「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類

労働保険の適用事業所においては、入札書提出期限の直近2保険年度の労働保険料を納付したことが確認できる書類（分割納付が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し等

厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写し等

役員（事実上経営に参画しているものを含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙1）

役員等名簿及び照会承諾書（別紙2）

自己申告書（別紙3）

紙入札により入札を行う場合には、「紙入札方式参加申請書」（別紙4）

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金） 12時00分

(3) 提出場所

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務部総務課会計第1係 海付
(電話 096-211-1701)

(4) 提出方法

電子調達システムによる場合

本入札説明書3(1) から までの書類をスキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

紙入札による場合

本入札説明書3(1) から までの書類を原則として郵送すること。
なお、郵送の際は書留郵便とすること(郵便事故については、当局は一切補償しないので予め了承すること。)

(5) その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札書および入札金額内訳書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、「紙入札方式参加申請書」(別紙4)により令和7年3月3日(月) 12時00分までに申し出を行った場合に限り、紙入札に替えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書及び入札金額内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書および入札金額内訳書の提出期限

令和7年3月4日(火) 13時30分

(入札金額は上記期限内に電子調達システムにて送信すること。なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書および入札金額内訳書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを行うこと。)

(別紙5-2および5-4の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。)

(2) 紙入札により入札を行う場合

入札書および入札金額内訳書の受領期限(再度入札書を含む)

令和7年3月4日(火) 13時30分

入札書および入札金額内訳書の提出場所

熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務部総務課

入札書および入札金額内訳書の提出方法

入札書は別紙5-1、入札金額内訳書は別紙5-2、再度入札書は別紙5-3、再度入札書の入札金額内訳書は別紙5-4にて作成する

こと。

(別紙5 - 2および5 - 4の入札金額内訳書は参考様式であるため、入札金額の内訳に合わせ任意様式を使用してもよい。)

直接提出する場合は、封筒に入れ封をし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「3月4日開札[地方紙(熊本日日新聞)新聞広告一式]の入札書在中」と朱書きしなければならない。

再度入札書については別の封筒に入れ封をし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「3月4日開札[地方紙(熊本日日新聞)新聞広告一式]の再度入札書在中」と朱書きすること。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「3月4日開札[地方紙(熊本日日新聞)新聞広告一式]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記3(3)宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

郵便による場合も、再度入札書については別の中封筒に入れること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかななければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙6「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

競争に参加する資格を有しない者のした入札

委任状を持参しない代理人のした入札

1者で2通以上の入札をしたもの

記名を欠く入札

金額を訂正した入札

その他入札に関する条件に違反した入札

本入札説明書3(1)の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

5 開札

(1) 開札の日時

令和7年3月4日(火) 13時31分

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務部総務課内

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人に代わり、入札事務に関係のない当局職員を立ち合わせて行う。

(紙入札書事前提出のため、紙入札者についても立会不要。)

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、1回までとする。

紙による入札を行う者が再度入札に参加する場合は、あらかじめ再度入札書(別紙5-3)及び入札内訳書(別紙5-4)を提出しておくこと。電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書3に従い書類・資料を提出し、本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱す恐れが著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ

を引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

8 その他

（1）契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）契約書の作成

要

契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

（3）別添「仕様書」について疑義がある場合は、仕様書に記載の方法・宛先にて照会すること。

（4）本入札説明書についての問い合わせは、令和7年3月3日（月）12時00分までに本入札説明書3（3）宛に照会すること。

（5）電子調達システムについての問い合わせ先

電子調達システムの障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記3（3）まで連絡すること。

（6）契約関係書類（契約書を除く）の押印を省略する場合は、その真正性の観点から、担当者から提出される契約関係書類については事業者の決定であることを確約するとともに、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約の解除や違約金の徴取を行う場合があることを了承すること。

誓 約 書

私 / 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
社名及び代表者名

個人の場合は生年月日を記載すること。

法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料別紙 2 を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 過去3年以内に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法等の労働に関する法令違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

1. 入札案件名

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

 円

2 入札件名 地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

(注意)

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式
入札内訳書【参考様式】

新聞広告出稿にかかる費用

摘要欄	数量	単価	金額
		円	円
		円	円
計		円	円

その他費用

摘要欄	数量	単価	金額
		円	円
		円	円
計		円	円

合計額（ + ） = 円

事業所名 _____

再 度 入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

2 入札件名 地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 戸山 順之 殿

(注意)

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式
入札内訳書【参考様式】【再度入札用】

新聞広告出稿にかかる費用

摘要欄	数量	単価	金額
		円	円
		円	円
計		円	円

その他費用

摘要欄	数量	単価	金額
		円	円
		円	円
計		円	円

合計額（ + ） = 円

事業所名 _____

委 任 状

今般、都合により を代理人と定め、
下記の権限を委任します。

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 戸山順之 殿

入札者（委任者） 住 所
会 社 名
代表者氏名

代理人（受任者） 住 所
所 属（役職名）
氏 名

記

【入札件名】

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式

【委任事項】 ※該当項目の□にチェック（✓）を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式 に関する仕様書

1 概要

地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式に関する業務委託

2 委託内容

- (1) 熊本日日新聞への広告掲載
- (2) 広告原稿の編集

3 広告仕様

契約日から令和7年3月26日（水）の間のいずれかの2日において、熊本日日新聞の朝刊に次の仕様で、熊本労働局が指定する広告を掲載すること。なお、広告内容は、それぞれ異なるものとなるが、その他の仕様について2日とも同じものとする。

- (1) 掲載日：上記期間内であれば指定なし
- (2) 掲載欄：指定なし（可能な範囲で広告の効果が低い欄を希望）
- (3) 掲載範囲および色：全5段 × カラー
- (4) 広告内容

ユースエール認定企業一覧、もにす認定企業一覧

マザーズハローワークとハロートレーニングの紹介

なお、広告内容については熊本労働局より原稿を PowerPoint で提供する。

- (5) 掲載後に請求書（宛名は「官署支出官 熊本労働局長」）、納品書（「宛名は「支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長」とともに掲載された紙面を1部（2回分）納品すること。

4 再委託

本件の再委託については、以下のとおりとする。

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する会社をいう。）を含む。）に委託することは禁止する。なお、再委託とは、本来契約業者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは、再委託には当たらないものとする。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委

託してはならない。

- (3) 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする。
- (4) 業務の遂行において委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ労働局に申請し、承認を受けることとする。再委託先又は再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が行うこと。

5 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

6 問い合わせ先

熊本市西区春日 2 10 - 1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

熊本労働局職業安定課 下田

Eメール：shimoda-kazuhiko@mhlw.go.jp

電話 0 9 6 - 2 1 1 - 1 7 0 3

FAX 0 9 6 3 2 3 - 3 6 6 3

**地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式
にかかる業務委託に関する契約書（案）**

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 戸山 順之（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、「地方紙（熊本日日新聞）新聞広告一式にかかる業務委託契約（以下「本契約」という）に関し、次のとおり契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（目的）

第2条 地方紙（熊本日日新聞）新聞への広告掲載を目的とする。

（契約内容、納入場所等）

第3条 別添仕様書のとおり

（契約期間）

第4条 別添仕様書のとおり

（契約金額）

第5条 本契約に基づく契約金額は、円（うち消費税額及び地方消費税額金
円）とする。

（契約保証金）

第6条 本契約の契約保証金は、免除する。

（監督）

第7条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第8条 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立ち会いの上、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（契約金の支払）

第9条 乙は、契約内容の履行完了後、官署支出官熊本労働局長（以下「支出官」という。）に対して、委託料を請求する。

2 支出官は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、支払うものとする。ただし、乙の都合により代金受領が遅れた場合、甲は遅延利息支払いの責めは負われない。

3 支出官は自己の責めに帰すべき事由により、期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第 10 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙の責めに帰すべき事由により、委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。
- 二 受託した業務について不履行等があったとき。
- 三 乙から契約解除の申し出があり、甲が承認したとき。

(契約の解除に係る違約金)

第 12 条 乙は、本契約に関し、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として甲の請求に基づき、契約金額 (本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額) の 110 分の 100 に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 13 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。) に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 7 条又は同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき (乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。) 。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 14 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金 (損害賠償金の予定) として、甲の請求に基づき、契約金額 (本契約締結後、契約金額の変更が

あった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 甲は、乙が、第12条及び第14条の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年100分の3の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わせることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした

場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第18条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第19条 乙は、契約後に下請負人等が、解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第20条 甲は、第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第22条 乙は、業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書(様式1)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再受託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を

負うものとする。

- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第23条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書(様式2)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第24条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は、名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(別紙1)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(様式3)を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- 一 業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更のみの場合。
- 二 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
- 三 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認められたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第25条 乙は、本契約により知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第26条 乙は、この契約により知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)を他に漏らしてはならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第27条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第28条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第29条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、

変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第30条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し生じた紛争又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議のうえ、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第12条、第14条、第15条、第18条、第25条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和7年〇月〇日

甲 熊本市西区春日2 - 10 - 1 熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 戸山 順之 印

乙 住 所

(役 職)

印

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名 (契約締結時の日付番号も記載のこと。)
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都 区・・・		
B			

